

別紙

新庁舎整備基本計画検討分科会の公募委員候補者選考基準

【第一次選考（書類選考）】

第一次選考は、応募資格を有するかどうかを審査した上で、「私の考える新庁舎について」をテーマとした作文（８００字以内）について審査基準に基づき審査し、第一次選考の可否を決定する。

1 応募資格の審査

応募申込に記載の内容が、下記の（１）から（３）までに掲げる条件の全てに該当するかを審査し、いずれかの事項に該当しない場合は、その後の審査は行わない。

（１）市内に居住していること（住民票又は居所を有することをいう。）、または市内に通勤・通学していること。

（２）応募時において、１８歳以上であること。

（３）応募時において、本市の議員又は職員でないこと。

2 作文による審査の基準

下記の各審査項目により総合的に審査する。

（１）新庁舎整備（基本構想等）について正しい理解があるか。

（２）新庁舎整備についての関心、問題意識及び熱意があるか。

（３）論理が整然として、表現が明確であるか。

3 評価方法

各委員が、各審査項目について、次に掲げる５段階で採点し、全委員の点数の合計点を、第一次審査点とする。（４５点満点）

点数	評価結果
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣っている
1	劣っている

4 可否の決定

第一次審査点の高い順から５人以内の者を第一次選考の合格者とする。

【第二次選考（面接選考）】

第二次選考においては、第一次選考における評価と面接による人物審査に基づき、候補者を選考する。なお、応募者は、応募資格を満たすことが確認できるもの（マイナンバーカード等）を持参することとし、応募申込の記載内容について確認が出来なかった場合は、その後の審査は行わない。

1 面接による審査項目

下記の（１）から（７）までに掲げる審査項目を基に、分科会委員としてふさわしい人材であるかどうかを審査する。

（１）応募の動機が明確か。

- (2) 当該委員としての役割を理解しているか。
- (3) 市民の視点で意見を述べることができるか。
- (4) 公平、公正な考え方、他人に対する許容性があるか。
- (5) 熊本市に対する関心度が高いか。
- (6) 会議、議論に対する練度が高いか。
- (7) その他特記事項（上記以外で特に評価したい点）

2 審査方法

各委員が、各審査項目について次に掲げる５段階で採点し、全委員の点数の合計点を、第二次審査点とする。（１０５点満点）

点数	評価結果
５	優れている
４	やや優れている
３	普通
２	やや劣っている
１	劣っている

3 基準点

総点数１５０点のうち９０点とする

4 候補者の選考

第一次審査点と第二次審査点の合計点が基準点以上で、その合計点の高い順から募集人員と同数の者を候補者とする。なお、同点の場合は、審査項目のうち「新庁舎整備についての関心、問題意識及び熱意があるか。」の点数が高い者から優先して候補者とするものとする。

附 則

この基準は、決裁の日から施行する。